

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会



国土交通省関東地方整備局
首都高速道路株式会社
東日本高速道路株式会社関東支社
中日本高速道路株式会社(東京支社・八王子支社)

平成 28 年 11 月 11 日

過去最大規模の首都圏大規模同時合同取締を実施しました

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会は、11月10日に一都三県の警察(警視庁、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察)と道路法(車両制限令)違反及び道路交通法違反の同時合同取締を実施しました。

この同時合同取締は平成24年度から実施しているところですが、道路の老朽化問題を背景に国土交通省道路局が発表した「大型車両の通行の適正化方針(平成26年5月)」を受け、さらなる道路管理者間の連携を強めています。特に、各道路管理者においては道路の老朽化に拍車をかける要因とされる重量違反車両への対策強化のため、今年1月に「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」を設立し、広報を中心とした活動を行っています。違法に重量を超過した大型車両は道路を傷める大きな要因となり、さらに補修工事による渋滞をも引き起こします。また、重量違反車両は重大事故にも繋がりがやすく危険です。

こうした重量違反車両の根絶に向け、連絡協議会を構成する道路管理者が中心となり、通常の連携の範囲をさらに拡大した過去最大規模(合計17箇所)での同時合同取締を実施しましたので、その取締実施結果をお知らせいたします。

今後とも関係機関との連携強化を図り、道路法(車両制限令)違反車両を根絶するために、厳正に対処してまいります。

記

日時:平成28年11月10日(木)10:00~12:00

場所:別添実施箇所図参照

取締結果:

機関名・会社名	違反台数	内 訳	
		措置命令台数	指導警告台数
国土交通省関東地方整備局	15台	0台	15台
首都高速道路株式会社	11台	10台	1台
東日本高速道路株式会社	13台	11台	2台
中日本高速道路株式会社	9台	8台	1台

※箇所別詳細および取締実施風景は別添のとおり

発表記者クラブ

国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、国土交通省交通運輸記者会、竹芝記者クラブ、都庁記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、千葉県政記者会、埼玉県政記者クラブ

お問い合わせ先

- ◎ 国土交通省関東地方整備局
道路部 交通対策課 TEL 048-600-1346
- ◎ 首都高速道路株式会社
経営企画部 広報課 TEL 03-3539-9257
保全・交通部交通・システム室交通管理課 TEL 03-3539-9489
- ◎ 東日本高速道路株式会社
関東支社 広報課 TEL 048-631-0222
- ◎ 中日本高速道路株式会社
東京支社 広報・CSチーム TEL 03-5776-5257
八王子支社 広報・CSチーム TEL 042-691-1172

現 地 取 締 状 況



①【大井本線料金所】



②【東京料金所】



③【新座本線料金所】



④【八王子料金所】



⑤【狭山特殊車両基地】



⑥【三郷地区車両取締基地】

首都圏大規模同時合同取締実施結果(281110)

取締実施箇所			取締実施内容				措置命令件数							指導警告件数							参考 道路交通法 違反
			引込台数	違反台数	措置命令 台数	指導警告 台数	幅	総重量	軸重	高さ	長さ	その他	合計	幅	総重量	軸重	高さ	長さ	その他	合計	
国土交通省 東京国道	国道357号	国土交通省 辰巳車両取締基地	5	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	5	0	
国土交通省 相武国道	国道16号	国土交通省 相模原車両取締基地	6	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	
国土交通省 北首都国道	国道298号	国土交通省 三郷車両取締基地	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
国土交通省 大宮国道	国道16号	国土交通省 狭山車両取締基地	5	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
国土交通省 千葉国道	国道16号	国土交通省 八千代車両取締基地	10	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	
合計			31	15	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11	15	0	
首都高速	高速湾岸線(東行)	大井本線料金所	12	3	3	0	1	2	0	0	3	0	6	0	0	0	0	0	0	0	
首都高速	高速1号羽田線(上)	平和島本線料金所	5	3	3	0	1	1	0	2	3	0	7	0	0	0	0	0	0		
首都高速	高速神奈川3号狩場線(上)	狩場本線料金所	5	2	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1		
首都高速	高速神奈川2号三ツ沢線(上)	三ツ沢本線料金所	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
首都高速	高速6号三郷線(上)	八潮本線料金所	5	1	1	0	1	1	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0		
首都高速	高速川口線(上)	川口本線料金所	3	2	2	0	1	2	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0		
首都高速	高速湾岸線(西行)	市川本線料金所	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計			40	11	10	1	4	7	0	2	8	0	21	0	1	0	0	0	1	0	
NEXCO東日本	京葉道路(上)	船橋料金所	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1		
NEXCO東日本	外環道	三郷西料金所	6	2	1	1	0	1	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	1		
NEXCO東日本	関越道(上)	新座料金所	15	10	10	0	1	5	0	0	3	2	11	0	0	0	0	0	0		
合計			26	13	11	2	1	6	0	1	3	2	13	0	1	0	0	1	2		
NEXCO中日本	中央道(上)	八王子料金所	12	3	3	0	1	2	0	0	1	1	5	0	0	0	0	0	0		
NEXCO中日本	東名高速(上)	東京料金所	20	6	5	1	0	3	0	0	2	0	5	0	1	0	0	0	1		
合計			32	9	8	1	1	5	0	0	3	1	10	0	1	0	0	0	1		
総合計			129	48	29	19	6	18	0	3	14	3	44	0	3	0	0	4	12		

※措置命令とは、積載物の軽減措置又は違反車両に高速道路外への排出措置を命ずるもの(高速道路会社の措置命令は機構による行政処分)
 ※指導警告とは、違反の程度が軽微であり、措置を講ずる必要がないと認められる場合、指導警告を行うもの
 ※1台で複数項目違反している車両があるため、台数と件数は一致しない
 ※道路交通法違反件数は、道路法違反と併せて違反があった者

別添

首都圏大規模同時合同取締実施箇所図



【違反台数】

